

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項に基づき、長野市長、長野市選挙管理委員会及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和4年6月29日

長野市監査委員	西	島	勉
同	榊	原	剛
同	近	藤	満里
同	宮	崎	治夫

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 現金の取扱いについて【重点項目】 (報告書3ページ)</p> <p>(1) 現金収納を適正に行うべきもの</p> <p>ア 銃砲所持許可等に関する手続申請手数料について、資金前渡で支払後受領した現金を、1か月以上にわたって職員が自宅で保管していた。 紛失や職員個人の責任等のリスクを避けるため、市財務規則に基づき、適正な現金管理に努められたい。 (篠ノ井支所)</p> <p>イ 農産物売払い（市役所本庁舎を除く。）において、現金を収納する際に領収書を納入者（購入者）に交付していない事例が散見された。 市財務規則に基づき、適正な収納事務を行われたい。 なお、本件は令和元年度定期監査（中期・後期）報告書においても指摘事項としている。 (農業政策課)</p> <p>(2) 収入金の払込みを適正に行うべきもの</p> <p>ア ストレッチポールを使った夜の体幹トレーニング教室受講料について、金融機関への払込みが遅滞していた。市財務規則では、公金を収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとしている。 規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。 (スポーツ課)</p> <p>2 収入事務について【重点項目】 (報告書3～5ページ)</p> <p>(1) 徴収事務を適正に行うべきもの</p>	<p>職員へ現金を渡す際には、出勤日や支払予定日を確認してから渡し、受領後は速やかに手続を行うよう徹底し、改善を図った。 (篠ノ井支所)</p> <p>市役所本庁舎以外の農産物売払いにおいても、現金収納の際、領収書を交付することを再度徹底し、適正な収納事務を行うよう改善した。 (農業政策課)</p> <p>スポーツ教室の参加料の指定金融機関への払込みについては、毎日、午後2時30分に領収金を確認した上で当日のうちに払い込むこととし、参加料の領収が金融機関の営業時間外など当日の払込みが不可能な場合は、翌日（翌日が土日祝日の場合は翌開庁日）に払い込むことを周知徹底した。 (スポーツ課)</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ア 原動機付自転車等使用標識臨時貸与手数料について、市手数料条例に定める臨時使用標識の有効期限（貸与期間）満了後、更新又は返納の手続をとることなく、引き続き貸与している事例があった。</p> <p>条例に基づき、適切な貸与事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（市民税課）</p>	<p>貸与期間の満了前に、期限内の更新手続又は返納を促す通知を送付するよう貸与事務の見直しを行い、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（市民税課）</p>
<p>イ 夜間照明使用料及びマレットゴルフ用具使用料について、市財務規則では、私人に収入事務を委託する場合、現金出納簿を備え、委託に係る収納金の受け払いを記録しなければならないとしているが、これを備えることなく、また記録もしていなかった。</p> <p>規則に基づき、現金出納簿の整備を行うとともに、収入事務受託者に対する指導を適切に行われたい。</p> <p>また、用具の貸出しについては、マレットゴルフの普及のため実施してきたものであるが、事業開始後相当の期間が経過しているため、貸出しの効果を検証されたい。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ課）</p>	<p>夜間照明の使用料については、現金出納簿を整備し収納金の受け払いを記録するよう事務受託者に指導し、改善を図った。</p> <p>用具の貸出しについては、マレットゴルフの普及のため、道具等を用意しなくても始められるように開始した事業である。近年では、高齢者のフレイル予防や生きがいづくりのために、マレットゴルフを始める方も増えてきており、新型コロナウイルス感染拡大前は、年間千件を超える利用があったため、現在でも普及にある程度の効果はあると考える。今後は、利用状況の推移を見ながら、効果の検証を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ課）</p>
<p>ウ 市営林立木販売代金について、算定誤りにより1円の過少歳入となっていた。</p> <p>金額の計算に当たっては、複数人による確認を徹底するとともに、地方自治法施行令に基づき、適正な徴収事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（森林農地整備課）</p>	<p>地方自治法施行令に基づく適正な徴収事務の実施を所属職員に周知するとともに、徴収の金額算定について、複数職員による確認を徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（森林いのしか対策課）</p>
<p>エ しの鉄道北しの線駅業務委託料について、納期限を記載せずに納入通知書を発行していた。</p> <p>地方自治法施行令に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（交通政策課）</p>	<p>指摘を受け、納入通知書を発行する際は、必ず納期限を記載して発行するよう徹底した。</p> <p>また、記載漏れを防ぐため、複数の職員によるチェックを行うこととした。</p> <p style="text-align: right;">（交通政策課）</p>
<p>(2) 調定事務を適正に行うべきもの</p>	

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ア 自動販売機設置に係る市有財産賃借料及び鬼無里支所空調設備等保守点検業務委託について、市契約規則では、契約保証金は契約締結の際に納付させるものとして定めているが、受入調定手続が遅滞し、契約保証金納入前に契約を締結していた。</p> <p>規則に基づき、適正な調定事務を行われたい。</p> <p>なお、契約保証金の取扱いについては、令和2年度定期監査（中期・後期）報告書において、保証金の対象範囲の見直しや免除の手続の簡素化に関して意見を述べている。</p> <p>契約課においては、早急に見直しを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（契約課） （鬼無里支所）</p>	<p>契約保証金の取扱いについて、令和4年度中の規則改正等に向けて、調査・検討を進め、見直しを図る。</p> <p style="text-align: right;">（契約課）</p> <p>契約保証金の納付手続について、市契約規則の規定を遵守して、適正な事務処理の実施を所属内で周知徹底し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（鬼無里支所）</p>
<p>イ ジビエ売払い収入について、市ジビエ加工センターの設置及び管理に関する要領に基づき正当金額を請求したところ、相手方の錯誤により振込手数料分を差し引いた額が振り込まれたため、振込金額に合わせて減額調定を行い330円の過少徴収となっていた。</p> <p>地方自治法施行令に基づき、適正な調定事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（いのしか対策課）</p>	<p>全ての購入者に対して、振込手数料を差し引いた過少納付をすることのないよう、請求書類の確認の徹底及び注意喚起を行った。</p> <p>また、地方自治法施行令に基づく、適正な調定事務の実施を所属職員に周知するとともに、複数職員による調定事務書類の確認を徹底し、改善した。</p> <p style="text-align: right;">（森林いのしか対策課）</p>
<p>ウ 行政財産使用料（もんぜんぷら座自動販売機及び情報カメラ設置）について、市有財産条例では、使用料は使用の許可の際に使用者から徴収すると定めているが、4月1日付けでの使用許可に対し、5月7日又は5月10日に調定していた事例があった。</p> <p>条例に基づき、適正な調定事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（市街地整備課）</p>	<p>行政財産の目的外使用について、使用許可の際に遅滞なく歳入調定手続を行うよう徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（まちづくり課）</p>
<p>(3) 債権管理を適正に行うべきもの</p>	

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>菜園付滞在施設督促手数料について、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例では、納期限後20日以内に督促をしなければならないと定めているが、20日を超えて督促状を送付していた。</p> <p>条例に基づき、適正な債権管理事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課）</p>	<p>条例の規定に基づき、納期限後20日以内に督促状を発送することを周知徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課）</p>
<p>3 契約事務について【重点項目】 （報告書5～8ページ）</p>	
<p>(1) 契約締結を適正に行うべきもの</p> <p>ア 旧中条公民館地下埋設廃棄物処理業務委託について、市事務決裁規程に基づき、指名業者選定の専決権者は部長とすべきところ、課長が専決していた。</p> <p>規程に基づき、適正な契約事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（地域活動支援課）</p>	<p>指名業者選定等契約関係書類について、市事務決裁規程に基づき専決区分を確認することを徹底し、適正な処理を行うよう改めた。</p> <p style="text-align: right;">（地域活動支援課）</p>
<p>イ 自動車賃貸借契約について、再リース見積書の金額が、管財課による同等車（新規リース）の参考見積書と比較して月額約1万円高額であったが、他社と比較しないまま「他社よりも有利」との理由で一者随意契約としていた。</p> <p>一者随意契約ができる場合には該当しないため、地方自治法施行令に基づき、適正な契約方法に改められたい。</p> <p style="text-align: right;">（篠ノ井支所）</p>	<p>令和4年度は、管財課による同等車の参考見積書と比較した上で、再リースより安価であった新規リース契約の入札を実施して改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（篠ノ井支所）</p>
<p>ウ 市道側溝等土砂処理業務について、見積書を徴取する際に、運搬手数料積算単価（環境保全温暖化対策課通知による地区別積算参考単価）をあらかじめ事業者へ提示していた。参考単価を見積書提出前に公表する行為は、契約に求められる競争性を阻害するものであり、適正を欠く行為である。</p> <p>適正な契約事務を行われたい。</p>	<p>令和4年度分の契約から、積算単価を事業者へ公表することなく見積書を徴取するよう改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（篠ノ井支所）</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（篠ノ井支所）</p> <p>エ 川中島人権同和教育集会所管理運営業務委託について、委託する業務の内容が契約書に記載されておらず、また、契約書に、委託する業務の内容を明記した仕様書等の附属書類の添付もなかった。</p> <p>委託する業務の内容は、契約の履行に関し必要な事項であることから、契約書へ明記する等の改善を図り、市契約規則に基づいた適正な契約事務を行われたい。</p> <p>また、当該委託料について、契約書等に前金払の特約が明記されていないにもかかわらず、前金払で支出していた。</p> <p>市財務規則に基づき、適正な支出事務を行うとともに、実態に即した契約書となるよう検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（人権・男女共同参画課）</p> <p>(2) 契約執行を適正に行うべきもの</p> <p>ア 長野市ふるさとワーキングホリデー事業業務委託及び街角アート&ミュージック運営業務委託について、契約書約款で定める契約に係る指示及び協議について書面で行っていなかった。</p> <p>契約書に基づき、適正な契約事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（人口増推進課） （文化芸術課）</p> <p>イ 松代文化ホールWEBフェス運営業務委託について、使用機材の変更等に伴い変更契約をしていたが、業務完了後に協議（指示）書を交わしていた。協議（指示）書は変更事実が発生する前に交わす必要がある。</p>	<p>令和4年度の川中島人権同和教育集会所管理運営業務委託について、業務内容を明記した仕様書を作成し、委託業務の内容を明確にし、契約することで改善を図った。</p> <p>また、契約書に前金払の特約を明記することで、実態に即した契約書とし、適切な支出事務となるよう改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（人権・男女共同参画課）</p> <p>新型コロナウイルスの感染状況に応じ、その都度口頭による指示となったこと及び複数回発生したことが要因であった。</p> <p>約款等に基づき、その都度書面により行うよう徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（人口増推進課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で連携を予定していたイベントが中止となり、急遽、実施会場に変更が生じたため、変更協議は口頭で済ませたことが要因であった。今後、変更等が生じた場合は約款等に基づき、書面により行うことを徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（文化芸術課）</p> <p>全ての撮影が終了するまで使用機材が確定しなかったため、機材等の確定後に協議書を交わしたことが要因であった。今後、契約規則に基づき事前に協議することを徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（文化芸術課）</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>市契約規則に基づき、適正な契約事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（文化芸術課）</p> <p>ウ 鬼無里支所空調設備等保守点検業務委託について、契約書で「仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」と定めているが、仕様書において指定した部分のうち、点検業務を第三者に請け負わせていた。</p> <p>令和3年1月22日付け契約課長通知「業務委託契約における再委託の適正化について」に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（鬼無里支所）</p> <p>エ NAGANO体力・健康チェックキャラバン診断指導等業務委託について、市財務規則に定める手続を行わずに発注し、事業完了後に支出負担行為同等一連の手続を行っていた。</p> <p>規則に基づき、適正な契約事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ課）</p> <p>オ セントラルスクウェア施設管理業務委託について、都市公園法に基づく管理許可の条件では管理許可団体が負担するものと定める「落ち葉等の少量軽量のごみ、軽度な汚れ等軽作業で対応できるもの」について、特段変更に係る協議等を行わずに委託内容に含め、委託料を支払っていた。</p> <p>管理許可の条件を遵守し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>また、当該業務委託について、契約書（仕様書）で定めのない除雪作業に対し特段変更契約をせずに委託料を支払っていた。</p> <p>市契約規則に基づき、適正な契約事務を行うとともに、実態に即した契約書となるよう併せて検討されたい。</p>	<p>鬼無里支所空調設備等保守点検業務委託の点検業務について、令和3年1月22日付け契約課長通知「業務委託契約における再委託の適正化について」に基づいて、適正な事務処理の実施を所属内で周知徹底し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（鬼無里支所）</p> <p>業務委託の契約事務において、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為伺書及び支出負担行為決議書により決議した上で業務に着手することを周知徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ課）</p> <p>施設管理業務委託については、管理許可の条件を複数の職員で確認し、適正な委託契約となるよう改善を図った。</p> <p>また、契約書で定めのない除雪作業に対する委託料の支払いについては、適正な計画事務となるよう契約書（仕様書）の見直しを行うことで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（市街地整備課）</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（市街地整備課）</p> <p>4 補助金等の交付事務について【重点項目】 （報告書8ページ）</p> <p>(1) 規則等に基づき適正な補助金交付事務を行うべきもの</p> <p>ア 松代交通安全協会補助金及び野生鳥獣被害防除対策事業について、交付申請前に実施した事業にかかった経費を補助対象とし補助金を交付していた。 市補助金等交付規則に基づき、適正な補助金交付事務を行われたい。 なお、性質上事業完了後に補助することがやむを得ないと考えられるものについては、交付申請前に着手した事業についても補助対象とすることが可能となるよう、要綱の整備等を研究されたい。 （地域活動支援課） （いのしか対策課）</p> <p>イ 支所発地域力向上支援金において、交付申請前に発生した費用についても補助対象経費に含めている事例があった。 支所発地域力向上支援金交付要綱に基づき、適正な補助金交付事務を行われたい。 また、年度当初からの事業着手を希望する団体がある実情を踏まえ、早期に交付申請ができるよう、募集方法や選考する時期について見直しを検討されたい。 （地域活動支援課）</p> <p>ウ 支所発地域力向上支援金について、交付申請以降交付決定前に事業に着手していたが、その際に、支所発地域力向上支援金交付要綱で必要と定める「事前着手届」を受理していなかった。</p>	<p>交通安全協会と協議を行い、補助金交付申請の時期を4月初旬とし、交付申請後の事業のみについて補助対象とすることとし改善を図った。 （地域活動支援課）</p> <p>事業実施主体に対し補助金交付申請前に事業を実施しないよう改めて周知指導するとともに、補助金申請に係る様式を見直し、これまでメニュー毎、事業実施時期に行っていた交付申請を年度当初に一括して申請できる手続とし、補助金交付申請事務手続について研修を行った。 また、複数職員による申請書類の確認と適正な補助金交付事務を徹底し改善した。 （森林いのしか対策課）</p> <p>交付要綱の誤認によるもので、交付申請以前に発生した経費については対象経費としないよう、適正な事務処理を行う。 今後、年度の早い時期からの事業着手が可能となるよう、募集方法、選考時期について検討する。 （地域活動支援課）</p> <p>交付申請以降、事業の遂行上、事前着手が必要な場合は「事前着手届」を提出させるよう、要綱に基づいた適正な事務処理を行う。 （地域活動支援課）</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>要綱に基づき、適正な補助金交付事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（地域活動支援課）</p> <p>エ 地域おこし協力隊起業支援事業補助金について、申請段階より実際の費用が下がったことに伴い、当初の予定になかった費用を、変更申請手続を行うことなく対象経費と認め補助金を交付していた。</p> <p>市補助金等交付規則に基づき、対象経費について厳格に審査したうえで、適正な補助金交付事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（地域活動支援課）</p> <p>5 支出事務について</p> <p style="text-align: right;">（報告書9～10ページ）</p> <p>(2) 支出時期について改善すべきもの</p> <p>地域おこし協力隊用住居賃料について、契約書で毎月末日までに翌月分の賃料等を支払う旨を定めているが、請求書受理後支払処理を失念し、前月末日までに支払っていない事例があった。</p> <p>契約書に基づき、適正な支出事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（篠ノ井支所）</p> <p>(3) 旅費の支出事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 旅費について、支給対象外の車賃を支給していた事例があった。</p> <p>市旅費支給条例に基づき、適正な支出事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（いのしか対策課）</p> <p>(4) 適正な金額を支出すべきもの</p> <p>鳥獣被害対策実施隊緊急対応報酬について、市鳥獣被害対策実施隊の設置等に関する要綱で定める額とは異なる時間単価で支払っていた。</p> <p>支出根拠の確認を徹底し、要綱に基づき、適正な支出事務を行われたい。</p>	<p>補助金交付申請時の対象経費の精査を徹底するとともに、実績報告時の事業実施状況の確認を確実にを行うよう改善し、適正な補助金交付事務を行う。</p> <p style="text-align: right;">（地域活動支援課）</p> <p>月払の案件をリストアップし、支払を終えたものを毎月チェックするようにし、未払が起きないように改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（篠ノ井支所）</p> <p>旅費の算定に当たっては、市旅費支給条例及び旅費の手引に基づき正しく算定することを徹底するとともに、複数職員による確認を行い適正な支出事務を行うよう改善した。</p> <p style="text-align: right;">（森林いのしか対策課）</p> <p>担当職員に対し要綱に基づく事務処理方法について指導し、適正な事務執行の徹底を図った。</p> <p>また、複数職員による確認を行うことで適正な支出事務となるよう改善した。</p> <p style="text-align: right;">（森林いのしか対策課）</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（いのしか対策課）</p> <p>(5) 確認検査を適正に行うべきもの</p> <p>ア 市道側溝等土砂処理業務において、事業者から提出された写真のうち、仕様書で「土砂集積場所の土砂を収集したことが分かる写真」の提出を求めているが、収集前又は収集前後の写真が不足しており、当該場所の土砂を処理したことの確認ができないものがあった。</p> <p>また、委託料の積算根拠としているトラックへの土砂積載量の確認が困難なものがあった。</p> <p style="text-align: right;">（篠ノ井支所）</p> <p>イ 中央隣保館空調設備保守点検業務委託について、業務委託契約期間満了前に業務完了届を受理し確認検査を行っていた。また、その後、契約期間満了までの保守業務等について確認検査を行わないまま委託料を支払っていた。</p> <p style="text-align: right;">（人権・男女共同参画課）</p> <p>ウ ジビエ加工センター防虫防鼠管理業務委託について、捕虫器設置終了時点で業務完了届を受理し確認検査を行っていたが、業務委託内容に含まれるその後の分析調査業務について確認検査を行わないまま委託料を支払っていた。</p> <p style="text-align: right;">（いのしか対策課）</p> <p>いずれも受託者から提出される報告書及び関係書類等による確認検査を適切に行っていなかったものである。</p> <p>業務委託の検査は支払の根拠として業務が適正に履行されたかどうかを確認するための重要なものであるという認識を持ち、市契約規則に基づいた適切な確認検査の徹底を図られたい。</p> <p>6 財産管理について</p>	<p>仕様書に基づき、土砂集積場所の収集前及び収集後並びに土砂積載量が明確に確認できる写真を提出するよう事業者に指導を行い、確実な検査ができるよう改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（篠ノ井支所）</p> <p>契約期間が3月31日までの業務委託について3月25日に確認検査を行ったことは職員の認識不足が原因であったため、業務委託完了届提出時にチェックすべき事項を再確認し、確実な確認検査を行うよう職員に周知し、再発防止に向け徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">（人権・男女共同参画課）</p> <p>業務委託内容に含まれる業務項目の確認検査等を適正に実施するよう担当職員に指導するとともに、複数職員による業務委託書類の業務完了日や金額、日付等の確認を徹底するよう改善した。</p> <p style="text-align: right;">（森林いのしか対策課）</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（報告書10～11ページ）</p> <p>(1) 施設の使用等許可事務を適正に行うべきもの ア 川中島人権同和教育集会所の使用について、市人権同和教育集会所の設置及び管理に関する条例で定める教育委員会の使用許可（規則で地域・市民生活部長が補助執行する旨定めている。）を受けずに、施設管理運営業務受託者が口頭の申出によって受け付けていた。 条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。 （人権・男女共同参画課）</p> <p>(2) 施設管理を適正に行うべきもの 鬼無里支所・鬼無里活性化センター消防設備点検業務委託について、消防法施行規則に基づき一年に一回消防署へ点検結果を報告すべきところ、報告していなかった。 法令に基づき、適正な処置を図られたい。 （鬼無里支所）</p>	<p>指摘事項については、市人権同和教育集会所の設置及び管理に関する条例の規定に関する職員の認識不足が原因で起きたものである。条例を再確認するとともに、令和4年度から使用許可申請書の提出及び使用許可書を交付することで、条例に基づいた適正な事務処理を行うよう改善を図った。 （人権・男女共同参画課）</p> <p>消防署への消防設備点検結果報告について、消防法施行規則に基づき、事務処理を適正に実施するよう所属内で周知徹底し、改善を図った。 （鬼無里支所）</p>
<p>7 物品管理について （報告書11～12ページ）</p> <p>(1) 物品の管理を適正に行うべきもの ア 勤務時間外における公印の管理について、施錠できる場所で保管していなかった。 市公印規則に基づき、適正に管理されたい。 （農業政策課）</p> <p>(2) 郵便切手等の管理を適切に行うべきもの ア 切手の在庫と通信費受払簿が一致していなかった。 郵便切手は金券であり、適切に管理されたい。 （交通政策課）</p>	<p>公印について、勤務時間外は施錠可能な金庫、場所で保管するよう改善し、適正管理の徹底を図った。 （農業政策課）</p> <p>郵便切手等は通信費受払簿を作成し管理しているが、受払簿へ記載する切手枚数の誤りと、適切な管理の不足が指摘事項の原因であった。 切手が金券の一種であることを改めて認識し、受払簿への適正な記載について、課内で周知徹底した。</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>イ 受領した切手2枚について通信費受払簿への記載がなかった。また、別の2枚については払出の記載がなかった。 郵便切手は金券であり、適切に管理されたい。</p> <p style="text-align: right;">（文化芸術課）</p>	<p style="text-align: right;">（交通政策課）</p> <p>記載漏れがないよう適正な処理と適切な管理を徹底し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（文化芸術課）</p>
<p>ウ 切手の一部を、職員個人の机で保管していた。 郵便切手は金券であり、適切に管理されたい。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>	<p>郵便切手の保管場所について、個人が保管することのないよう一元管理することとし、就業後は鍵付書庫で保管するよう改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（収納課）</p>
<p>エ 庁舎駐車場無料券の在庫と受払簿の残数が一致していなかった。 適正な管理を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課） （文化芸術課）</p>	<p>庁舎駐車場無料券の在庫と受払簿の残数を毎月1回確認することとし、適正な管理の徹底により改善した。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課）</p>
<p>オ 庁舎駐車場無料券について、休日出勤した職員に払い出していた。庶務課では、駐車場料金無料対象は、原則として市役所に手続や会議等で来庁した市民等（支所等から会議等へ出席する職員を含む。）とすると庁内に周知している。 適正な使用を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課） （公園緑地課）</p>	<p>記載漏れがないよう適正な処理と管理を徹底し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（文化芸術課）</p> <p>庁舎駐車場無料券の払い出し要件の周知を図り、適正な使用の徹底により改善した。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課）</p> <p>庁舎駐車場無料券の取扱いについて、所属職員への再周知及び受払簿綴へ注意事項を明記することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p>
<p>カ タクシー券について、在庫と受払簿の残数が一致していない事例があった。 タクシー券は金券であるため適正な管理をされたい。また、不要なものは返却等について検討されたい。</p>	<p>タクシー券の在庫と受払簿の残数の相違については、令和3年11月25日に当該タクシー会社にタクシー券を返却することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（市街地整備課）</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（駅周辺整備課）</p> <p>8 団体事務について （報告書12～13ページ）</p> <p>(1) 団体の出納事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 職員による立替払が散見された。 適正な事務処理を徹底されたい。 （いのしか対策課） （文化芸術課）</p> <p>イ 現金払であるが、領収書等支払ったことを証明する書類がないものがあつた。 適正な事務処理を徹底されたい。 （いのしか対策課）</p> <p>(2) 預金通帳と届出印の管理を適切に行うべきもの</p> <p>ア 市職員が会計事務を行っている団体について、預金通帳と届出印を同一職員が管理していた。 預金通帳と届出印は、管理者を分け、現金の引き出しの際は複数人による確認を行うよう徹底されたい。 （市民窓口課） （スポーツ課）</p> <p>イ 市職員が会計事務を行っている団体の代表者印（通帳登録印）を、勤務時間外に施錠できる場所で保管していなかった。 適正に管理されたい。</p>	<p>職員に対して、改めて適正な出納事務処理の確認及び立替払をしないよう注意喚起し、徹底した。 （森林いのしか対策課）</p> <p>収入印紙代、振込手数料について、指摘以後、資金前渡しとし、事務改善を図つた。 （文化芸術課）</p> <p>現金払の際は原則として領収書を徴し、それが難しい場合には支払証明書を作成して決裁を受けることについて、課内に周知徹底を図つた。 （森林いのしか対策課）</p> <p>預金通帳は担当者、届出印は所属長が管理するよう改善を図つた。 また、現金を引き出す際の担当者、課長補佐及び所属長による金額及び使途等の確認の徹底について再確認した。 （市民窓口課）</p> <p>長野市女性スポーツ団体連絡協議会の届出印について、通帳と合わせて金庫に保管していたが、届出印については、通帳とは別に所属長が保管し、現金引き出しの際は、複数人で確認を行うことを周知徹底した。 （スポーツ課）</p> <p>団体代表者印の勤務時間外の保管方法について、施錠可能な金庫、場所での保管を徹底するよう改善し、適正管理を図つた。 （農業政策課）</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（農業政策課）</p> <p>（意見）</p> <p>1 セントラルスクウェア（都市公園）の管理手法について</p> <p style="text-align: center;">（報告書13～14ページ）</p> <p>セントラルスクウェアは、令和2年4月に長野市が都市公園として設置し、地元組織が当該公園を管理することにより、より一層のまちの賑わい創出が期待できるとして、同年5月から一般社団法人ながの表参道セントラルシティ（以下、「セントラルシティ」という。）が都市公園法（以下「法」という。）第5条第1項による管理許可団体として同公園の管理を行い、市はセントラルシティが納付すべき使用料を減免している（図1省略）。</p> <p>都市公園の管理を民間事業者に行わせる主な手法は、地方自治法第244条の2第3項による指定管理者制度と、法第5条第1項による公園施設設置管理許可制度がある。</p> <p>国土交通省の都市公園法運用指針（第4版）では、「都市公園全体の管理を民間等に利用料金の収受も含めて包括的に委任しようとするような場合は、指定管理者制度を適用することとなり、一方で、飲食店等の公園施設の設置又は管理を民間に委ねる場合や遊具、花壇等の公園施設の設置管理をNPO等に委ねる場合には、設置管理許可制度を適用するものと考えられる。」としている。</p> <p>セントラルシティは、公園でイベント等を実施する者に対して、公園の使用許可（行政処分）に相当する行為を「利用許可」として行っているが、国土交通省の運用指針によると、法第5条第1項に基づいて当該行為を行うことはできないと解され、この場合は、市が直接行うか、又は市の委任を受けた指定管理者として行うべきものと考えられる。</p>	<p>セントラルスクウェアの管理手法については、指定管理者制度をはじめ施設の特性に合った管理手法の研究を深め、令和6年度を目途に円滑な移行を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">（市街地整備課）</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>また、セントラルシティは、公園の「利用許可」を受けた者から独自に定めた利用料を徴収し自己の収入としているが、法第5条第1項に基づいて利用料を徴収できるのは、国土交通省の運用指針及び平成15年9月2日付け国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」のとおり、飲食店等の設置又は管理を認められた者が当該飲食店等に係る利用料を徴収する場合に限られると解されるため、この場合は指定管理者として条例に定められた金額に基づいて徴収を行うべきものと考えられる。</p> <p>以上のことから、セントラルスクウェアの管理手法については、指定管理者制度によることが適当であり、早期に指定管理者制度に移行するよう見直しを行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（市街地整備課）</p> <p>2 公共施設の業務の継続について （報告書14ページ）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和4年1月以降、本市の公共施設が順次休止・休館になった。</p> <p>社会教育施設では、公民館、交流センター、長野図書館、南部図書館、市立博物館、信州新町博物館（美術館ほか）、総合体育館、社会体育館、総合市民プールなどが休止・休館となり、市民の社会教育活動が停止することによる健康上の問題など弊害も懸念される。</p> <p>この期間における他の自治体の状況を見ると、業務を継続していた施設もあり、長野県立の施設では、県立図書館、県立美術館、県立歴史館が開館し、業務を継続していた。</p> <p>また、体育館などのスポーツ施設は、県有施設をはじめ県内の多くが休止・休館となったが、東京23区の区立スポーツセンター（体育館、プール）では、レストランなど飲食ス</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る対応については、県からの協力要請や他市町村の実施状況を踏まえた上で、類似する施設を所管する関係所属と調整し、対応してきた。</p> <p>スポーツ活動はその特性上、マスクをはずしての活動が多いことから、感染状況により屋外運動施設、屋内運動施設別に、また各施設の個別状況を勘案し、休館・休止の対応を行った。</p> <p>体育館などのスポーツ施設の休止・休館については、運動をしない・できないことによる健康上の弊害も新たな課題であると認識している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症発生下の施設運営については、県や他市町村の実施状況を踏まえた上で感染防止対策ができ、利用される方々が安心して利用できることを第一に、可能な限りの開館の継続を検討する。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ課）</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ペースを一部閉鎖したものの、感染防止対策を講じながら開館し、業務を継続していた。</p> <p>公共施設の運営は、各自治体が決定するものであるため、自治体の状況によって対応が異なることは当然であるが、公共施設の所管課は、業務を継続していた他の自治体の状況を把握し、今後の対策に生かすことは必要である。</p> <p>今後、感染が再拡大した場合に備え、公共施設の業務継続の方策について改めて検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ課）</p>	

措置の通知

令和3年度 定期監査(中期・後期) (3監査第 147号) 分

(長野市選挙管理委員会分)

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p>(指摘事項)</p> <p>5 支出事務について (報告書10ページ)</p> <p>(5) 確認検査を適正に行うべきもの</p> <p>エ 参議院長野県選出議員補欠選挙投票管理システム運用支援業務委託について、年度末までに業務の一部が完了しなかったにもかかわらず、受託者に完了報告書を提出させて完了検査を行い、委託料を支出していた。 (選挙管理委員会事務局)</p> <p>受託者から提出される報告書及び関係書類等による確認検査を適切に行っていないかったものである。 業務委託の検査は支払の根拠として業務が適正に履行されたかどうかを確認するための重要なものであるという認識を持ち、市契約規則に基づいた適切な確認検査の徹底を図られたい。</p> <p>7 物品管理について (報告書12ページ)</p> <p>(2) 郵便切手等の管理を適切に行うべきもの</p> <p>カ タクシー券について、在庫と受払簿の残数が一致していない事例があった。 タクシー券は金券であるため適正な管理をされたい。また、不要なものは返却等について検討されたい。 (選挙管理委員会事務局)</p>	<p>本件は、年度をまたぐ選挙事務の業務委託において、旧、新年度の業務スケジュール管理不足により発生したものである。 年度をまたぐ選挙執行の際には、受託者との打合せを綿密に行うとともに、年度毎に業務完了までの進行管理を徹底し、業務履行の確認及び検査を確実にを行うことで改善を図る。 (選挙管理委員会事務局)</p> <p>本件は、配布したタクシー券の未使用分の回収が漏れてしまったため、発生したものである。 今後、未使用のタクシー券については、不正に使用されることがないように配布先からの回収を徹底し、回収したタクシー券は発行事業者に廃棄方法を確認の上、廃棄する。 なお、これまで未使用の回収漏れ分で不正な使用はなかったが、発行事業者に連絡し、使用できないようにした。 (選挙管理委員会事務局)</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 現金の取扱いについて【重点項目】 (2) 収入金の払込みを適正に行うべきもの (報告書3ページ)</p> <p>ア 農村文化交流センター短期使用料について、金融機関への払込みが遅滞していた。市財務規則では、公金を収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとしている。 規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。 (学校教育課)</p> <p>イ スクールバス混乗乗車料金について、市財務規則では、公金を収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとしているが、数日分をまとめて入金していた。また、同規則では、会計管理者の承認を得て一時保管の上、数日分をまとめて払い込むことができるとしているが、会計管理者の承認を得ていなかった。 規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。 また、当該混乗乗車料金について、令和3年4月分が令和2年度の収入として処理されていた。 令和3年度収入とすべきであり、収入事務受託者に対する適切な指導を行われたい。 (学校教育課)</p> <p>2 収入事務について【重点項目】 (1) 徴収事務を適正に行うべきもの (報告書4ページ)</p> <p>オ 「信濃路フリー切符」利用者の博物館入館料について、決裁を取らないまま「減免対象要件一覧内規」の「教育委員会が特別な理由があると認めた場合」を適用し、市</p>	<p>農村文化交流センター短期使用料については、市財務規則を遵守し、速やかに指定金融機関等へ払い込み、適正な事務処理を行うことを、学校教育課及び補助執行を行う大岡支所において確認した。 (学校教育課)</p> <p>令和4年3月28日、令和4年度スクールバス混乗乗車料金収入について週1回の払込みとする旨、会計管理者と協議し、承認を得るとともに、料金収入に関する手続上の注意点を書き入れた事務フローを作成し、令和4年3月29日、収入事務受託者宛てに通知した。 また、収入事務受託者に対し、令和4年3月29日、令和4年度の一括調定番号を通知するとともに、令和4年用納付書（年度、調定番号記載済）を送付し、令和4年4月1日以降の収入についてはこの納付書を使用するよう指示した。 (学校教育課)</p> <p>条例に基づき、減免の根拠を明確にするとともに、決裁を取ってから減免を適用するよう改善した。 (博物館)</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>立博物館条例に定める入館料を優待（減額）していた。</p> <p>条例に基づき、減免する根拠を明確にし、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（博物館）</p> <p>3 契約事務について【重点項目】</p> <p>(1) 契約締結を適正に行うべきもの （報告書5ページ）</p> <p>ア 旧中条公民館地下埋設廃棄物処理業務委託及び自動券売機賃貸借契約について、市事務決裁規程に基づき、指名業者選定の専決権者は部長（教育委員会においては教育次長）とすべきところ、課長が専決していた。</p> <p>規程に基づき、適正な契約事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（文化財課）</p> <p>(2) 契約執行を適正に行うべきもの （報告書7ページ）</p> <p>エ 冷却水用処理薬剤補充・水質分析業務について、市財務規則に定める手続を行わずに発注し、事業完了後に支出負担行為同等一連の手続を行っていた。</p> <p>規則に基づき、適正な契約事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（博物館）</p> <p>カ AEDリース契約について、契約書で保守・点検結果を学校及び教育委員会へ報告することと定めているが、報告を受けていなかった。また、契約書で使用法講習会を年1回実施することと定めているが、実施の有無について確認していなかった。</p> <p>契約書に基づき、実施内容について適正な確認検査を行うとともに、講習会の必要性について検討し、実態に即した契約書となるよう併せて検討されたい。</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>指名業者選定調書の起案時に市事務決裁規程の専決区分について確認を行わなかったことが原因であったため、起案時に必ず専決区分の確認を行うよう職員に周知徹底をするとともに、所属内における決裁時に複数職員が専決区分についてチェックするよう体制を強化することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（文化財課）</p> <p>冷却水用処理薬剤補充・水質分析業務について、提出された書類等はしっかり確認し、市財務規則等に基づき、支出負担行為から支払まで適切な時期に事務処理を行い、完了後に一連の手続を行うことのないよう徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（博物館）</p> <p>契約書の実施内容に係る認識が不十分であったことから、記載事項の確認や講習の必要性について再検討し、契約書どおりの事務処理を行うよう再度確認した。</p> <p style="text-align: right;">（保健給食課）</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（保健給食課）</p> <p>キ 柳原総合市民センター自家用電気工作物保安管理業務委託について、電気事業法に基づく電気技術者不選任の承認申請（保安管理業務外部委託承認申請書）を、契約締結後速やかに経済産業大臣（中部近畿産業保安監督部）へ提出すべきところ提出が遅れていた。</p> <p>関係法令の確認を徹底し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（家庭・地域学びの課）</p> <p>5 支出事務について</p> <p>(1) 時間外勤務命令を適正に行うべきもの （報告書9ページ）</p> <p>時間外勤務手当について、休日勤務の際に、労働基準法で定める休憩時間を設けずに長時間勤務をしていた事例があった。同法では、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を置かなければならない旨を定めている。</p> <p>法に基づき、適正な時間外勤務命令を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（文化財課）</p> <p>(3) 旅費の支出事務を適正に行うべきもの （報告書9ページ）</p> <p>イ 職員以外の者の旅行について、市事務決裁規程では、事前に職員課長の合議を要すると定めているが、合議がされていなかった。</p> <p>規程に基づき、適正な支出事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（文化財課）</p> <p>6 財産管理について</p> <p>(1) 施設の使用等許可事務を適正に行うべき</p>	<p>令和4年度の契約から、受託業者に対し電気事業法に基づく電気技術者不選任の承認申請等の手続を適正に行うよう指導を徹底し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（家庭・地域学びの課）</p> <p>休日勤務時においても、労働基準法の定めに従い、必要な休憩時間を取りながら勤務するよう、適正な時間外勤務命令を行うとともに、従事する職員にも周知徹底をすることで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（文化財課）</p> <p>旅行命令に関する市事務決裁規程について、改めて職員に周知徹底をするとともに、所属内の起案者及び文書取扱責任者等複数職員により合議を含め必要となる決裁者の確認についてチェックするよう体制を強化することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（文化財課）</p>

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>もの （報告書11ページ）</p> <p>イ 市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例で、使用料の納付期限を「市長が定める期日」とし、内規で「センターを使用する前日まで」と定めているが、使用料の納付が使用日当日となっている事例が散見された。また、同条例施行規則において、使用許可申請書は使用する前日までに提出しなければならない旨を定めているが、使用日当日に申請書を受理し使用を許可している事例が散見された。</p> <p>規則及び内規を整備し、実態との整合を図らねばならない。</p> <p style="text-align: right;">（家庭・地域学びの課）</p>	<p>今回の事例をもとに、内規等の見直しの必要性について検討を行った結果、使用料の納付と申請書の提出が使用日当日となっている事例は一団体のみであり、学習室のうち最小面積の部屋かつ婚活目的での使用であったことから特例で貸出しをし、錯誤を生じたものである。</p> <p>この事例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により予約のキャンセルが多く出た期間であり、空室の有効活用のため例外的に行ったものであるが、感染症発生前の水準に利用者数が戻った場合、全学習室を対象に行うと、職員体制をはじめ、施設運営上、使用当日に申請書を受理し使用許可する対応はできないことが判明した。</p> <p>以上のことから、条例施行規則及び内規に基づき、従来どおり前日までの申請書提出と使用料納付にすることとする。</p> <p>なお、指摘のあった利用者には、前日までに申請するよう申し入れ、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（家庭・地域学びの課）</p>
<p>7 物品管理について (1) 物品の管理を適正に行うべきもの （報告書11ページ）</p> <p>イ 市財務規則に基づき備品使用簿に記録されている重要物品の小型自動車について、重要物品との認識なく管理・使用していた結果、同規則に基づく物品の処分手続前に当該重要物品を廃棄していた。</p> <p>規則に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p style="text-align: right;">（博物館）</p> <p>（意見）</p>	<p>市財務規則及び備品使用簿をよく確認するとともに、適切な時期に処分手続を行い、手続き前に廃棄することのないよう、適正な事務処理を徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（博物館）</p>
<p>2 公共施設の業務の継続について （報告書14ページ）</p>	

措置の通知

令和3年度 定期監査（3監査第147号）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和4年1月以降、本市の公共施設が順次休止・休館になった。</p> <p>社会教育施設では、公民館、交流センター、長野図書館、南部図書館、市立博物館、信州新町博物館（美術館ほか）、総合体育館、社会体育館、総合市民プールなどが休止・休館となり、市民の社会教育活動が停止することによる健康上の問題など弊害も懸念される。</p> <p>この期間における他の自治体の状況を見ると、業務を継続していた施設もあり、長野県立の施設では、県立図書館、県立美術館、県立歴史館が開館し、業務を継続していた。</p> <p>また、体育館などのスポーツ施設は、県有施設をはじめ県内の多くが休止・休館となったが、東京23区の区立スポーツセンター（体育館、プール）では、レストランなど飲食スペースを一部閉鎖したものの、感染防止対策を講じながら開館し、業務を継続していた。</p> <p>公共施設の運営は、各自治体が決定するものであるため、自治体の状況によって対応が異なることは当然であるが、公共施設の所管課は、業務を継続していた他の自治体の状況を把握し、今後の対策に生かすことは必要である。</p> <p>今後、感染が再拡大した場合に備え、公共施設の業務継続の方策について改めて検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（家庭・地域学びの課） （長野図書館） （南部図書館） （博物館）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る対応については、県からの協力要請や他市町村の実施状況を踏まえた上で、類似する施設を所管する関係所属と調整の上、休止・休館の対応を行ってきた。</p> <p>現在、感染が広がっているオミクロン株については、感染力が強い一方、重症化リスクが低い傾向があることが分かってきたことから、各施設における感染拡大防止策を徹底の上、開館し、業務継続していきたいと考える。</p> <p>また、新たな変異株の感染が拡大した際は、県からの協力依頼や他市町村の実施状況を踏まえ、類似する施設を所管する関係所属と緊密に連携しながら、可能な限り開館し、業務継続を図っていききたい。</p> <p style="text-align: right;">（家庭・地域学びの課） （長野図書館） （南部図書館） （博物館）</p>